

さて、児童虐待ケースのリスク管理の要点は、①アセスメントが必要な時期に的確に行うこと、②アセスメントに基づく援助基準の標準化を行うこと、③進行管理表により援助活動を管理すること、の3点である。ケースへの取り組みの過程で、アセスメントは、①受理時の緊急度判断、②調査中の一時保護の要否判断、③支援計画策定の際の判断、さらには④再評価、⑤終結時とでそれぞれ行う必要がある。また、それぞれの時期のアセスメントに従って、援助の標準化も行う必要がある。(別紙資料参照)

実際の運営に当たっては、連絡調整や面接、調査の全てを、進行管理表に落とししていくやり方はCWの負担が大きいため、面接や訪問、関係者会議、一時保護など記入事項は最小限にした。また、進行管理表の状況は、定期的に総合会議に報告し、状況を組織として確認しあうこととした。具体的には、受理一ヶ月後、三ヶ月後で状況を会議で、進行管理表をもとにして報告することとした。

(3) 実施の効果

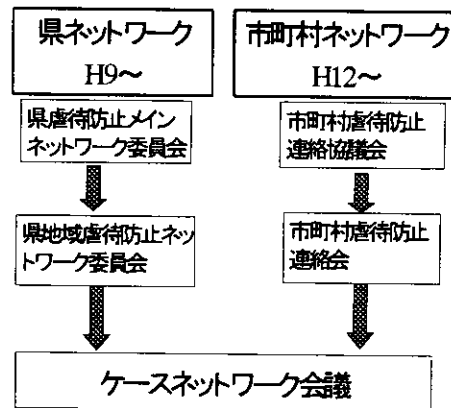
以上のような試みを開始しておよそ1年が経過した。現時点での効果は①ケースの進行状況の把握が適時できるようになった。また、それにより、適切な助言や指示が可能になった。②総合会議での経過分析、検討により、優れた援助の構造を多く学ぶ機会となり、児相全体の援助力の向上となった。

時間的余裕のなさや、進行管理表への記入が負担になる点など、多くの改善課題を残しているが、この進行管理を継続させることによって、先に挙げた効果以外にも児相における意思決定の支援システムを構築することも展望できるなど、多くの利点を我々にもたらす可能性を感じている。

3. 虐待防止市町村ネットワークの取り組み
虐待ケースの進行管理に先んじて、静岡県では、虐待防止市町村ネットワークの取り組み

に力を注いできた。以下では、西部児童相談所での取り組みを中心に紹介する。

<児童虐待防止ネットワーク概念図> (図表1)



(母子保健子ども虐待予防ガイドブック・H13.3 静岡県)

(1) 静岡県の児童虐待防止ネットワーク

静岡県では平成9年度に県段階のネットワークとして虐待防止ネットワーク委員会を設置し、さらに平成12年9月からは市町村段階でのネットワークの整備に着手した(図表1参照)。

<ネットワーク会議の構成、開催頻度、協議内容> (図表2)

	協議会	連絡会	ケース会議
構成員	機関代表	機関のケース統括者	ケース担当者
開催頻度	2～3回/年	3回～12回/年	必要に応じて
内容	意見交換と政策提言	ケースの情報交換と基本方針	具体的方針と役割分担

県段階のネットワークは、いずれも啓蒙・政策的なもので、関係機関の代表者によって構成されているものである。

虐待防止協議会(以後「協議会」)は、関係機関の責任者や民間団体等の代表により構成され、政策・啓蒙的な性格を持つ組織であ

る。その下に位置する、虐待防止連絡会（以後「連絡会」）は、担当者レベルが集まって、現在働きかけを行っているケースを具体的に提示し、相談の内容と援助の状況について報告しあうというものであり、より実践的な性格を持っている。開催状況は、協議会は年2回程度、連絡会は自治体の規模によって、毎月開催するところから2ヶ月～3ヶ月に1回程度まで様々である。協議会、連絡会、さらには個別ケースを取り扱うケース会議の構成や開催頻度をまとめると、図表2のとおりとなっている。

平成14年9月現在、県内で協議会あるいは連絡会のいずれかが設置されているのは47市町村（63.5%）である。ちなみに全国（H14.6）は3,240市町村のうち702カ所（21.7%）となっている。

(2)西部児童相談所の取り組み

a) ネットの設置状況

平成14年12月の西部児相管内の市町村ネットワークの設置状況は、管内28市町村の内、協議会が13市町、連絡会が18市町村で設置され、協議会あるいは連絡会のいずれかを設置している市町村は21市町となっている（図表3）。設置の状況を見ると、おおむね人口2万人前後以上の市町で設置が進んでいる。

<西部児相管内の設置状況>（図表3）

	協議会(%)	連絡会(%)	設置済計(%)
市 7	7 (100)	7 (100)	7 (100)
町 19	6 (31.6)	10 (52.6)	13 (63.1)
村 2	0	1 (50.0)	1 (50.0)
合計 28	13 (46.4)	18 (64.3)	21 (75.0)

b)協議会

協議会は7市6町で取り組まれている（H14.12）。13年度は管内で合計15回開催された（14年度12月末：15回）。いずれの市町の協議会も、意見交換や政策提言など啓発的な内容であるが、浜松市と浜岡町は広く

子育て支援を視野に入れたものとなっており、協議会の下に児童虐待防止連絡会以外に子育て支援の会議などを抱えていて、協議会が総合的な子育て支援の政策的提言を行う機関となっているのが特徴である。13年度中に磐田市と浜松市の協議会は独自の子ども虐待防止ポスターやリーフレットを作成し、さらに浜松市は児童虐待防止の講演会を実施した。

c)防止連絡会

連絡会は7市10町1村で取り組まれた。13年度中は、管内合計で71回開催された（14年度12月末：76回）。母子保健の健診の事後の活動の一環として、幼児の処遇検討会を以前より定期的に行ってきた市町では、その場に虐待防止の連絡会の機能を取り込んでいるところも少なくない。

一般的な防止連絡会議の運びを、浜松市の例で見てみよう。管内では浜松市の連絡会が、もっとも早い平成12年5月に設置され、以後、毎月、継続ケースと新規ケースについて情報交換を行ってきた。はじめに、連絡会事務局の市福祉からこの1ヶ月間に取り扱ったケースの概略が報告される。1ケースごとに、他の機関もそのケースへの取り組みを報告することで情報を交換する。そうやって母子保健、精神保健、教育委員会、児相が順番に継続しているケース、新規ケース手持ちケースをそれぞれ報告していく。更に、その場で、関係者を招集したケース会議開催を決めたり、互いの役割を確認したり、保育園の手配、民生委員への連絡、主なケース担当機関の変更など必要なことがきばきと定められていく。約2時間半の間におおよそ30～40ケースが検討される。これは連絡会のひとつの典型的なやり方であるが、連絡会のなかには児童虐待ケースを中心に1ケースをじっくり検討し、理解を深める機会を設けるなど、ケース検討会的色合いが強いものもあり、それぞ

れの市町の特徴や到達点によって内容には多少の違いが見られる。

また、取り扱うケースは、浜松市以外の市町では、発達障害や育児不安、さらに何らかの育児支援が必要なケースも取り上げて、援助について広く検討されている。防止連絡会で検討されたケース数は、13年度には延べ400ケースにのぼった。ちなみに14年度は12月末までに、76回開催されて、953ケースが検討された。

<図表4>

	協議会	連絡会	個別ケース検討会
実施市町村数	7市2町 (7市6町)	7市町 (7市10町1村)	
開催回数	15回 (15回)	71回 (76回)	65回
検討ケース数		400ケース (953ケース)	120ケース

()内は平成14年度12月末

d) 取り組みみの特徴

① 市町村が運営

以上紹介した市町村段階のネットワークは、いずれも市町村が要綱等を持って主体的に運営している。これが特徴の一つである。平成12年9月に県は虐待防止市町村ネットの方針を示し、要綱例などを例示した。それをもとに、12年度後半から13年度以降、児童相談所や県保健所の保健婦から市町村の関係部署に設置を促してきた。

県が方針を示したことが、県全体で標準的なシステムが形成される契機となった。また、後で見るように、設置後の運営にも県は市町村のバックアップを意識的に行ってきた。

② 「防止連絡会」の重視

ネットワークに取り組む際に、実際に役立つ連携が大事と考えて、具体的にケースの情報をやりとりする連絡会を重視してきた。連絡会の場では、参加機関が新規に、あるいは

継続的に関わっているケースを報告しあうので、参加した子どもに関係する機関が、発生から在宅支援、家庭分離やさらには再統合までを掌握し経験することができる。

発生からケースを知ることは、ケースへの準備を各機関が準備することになる。自分の専門領域から意見を言えることになる。このようなケースの共有化の前進が、連携、役割分担、受け渡しが容易に進むことに大いに役立ったのである。

③ 母子保健との連携を重視

児童虐待の予防にとって、母子保健分野における取り組みの重要性は、死亡事例の70%以上が3才未満児であることから、明らかである。大事な点は、それを母子保健任せにしないということである。それぞれの機関がケースを担う前には、必ず乳幼児期があり、そこでの育児困難が出現している。そのすべてに関わることはできないにせよ、母子保健分野が援助困難に遭遇しているケースを関係機関が支え合うことは、その後のケースの展開に大きく影響してくると思われる。

また、市町村における専門性のありかとして、保健センター保健師との連携を重視したい。市町村における専門性を考えた場合、福祉事務所には児童家庭相談室の家庭相談員以外には相談のプロは見あたらないのが通例である。事務は福祉制度遂行のプロであり、定期人事異動が相談の専門性の蓄積を阻む要素の一つとなっている。それに比べると、市町村保健センターの保健婦は、母子保健から老人まで専門性を持って地域保健業務を遂行している。異動も原則的には保健業務から離れることはない。

さらに、これはきわめて実践的なことだが、全国で、市町村保健センター2,200カ所、保健所の保健師まであわせれば、保健師の数25,000人という数字である。もちろん保健師が担っているのは、子どものことは部分的にすぎないのは判っている。しかし、全国の児

童相談所 1,800 カ所、児童福祉司 1,630 人というものとは比較のしようがないのであり、児童相談所だけでなく多くの機関が保健師との連携を重視すべき背景の一つがここにある。

④ 市町村の実情に合わせた運営

市町村はそれぞれ人口や財政規模、職員の配置状況などが異なっており、市町村ネットワークはそれぞれの自治体に見合ったやり方で考えられなくてはならない。県内には 74 の市町村があるが、たとえば、人口規模では 450 対 1，予算規模では 90 対 1 の開きがある。当たり前のことだが、年間出生数が 6,000 人の浜松市と 10 人以下の村とでは同じ目標で何事も行うことはできない。

虐待防止のネットワークでも、児童虐待だけを扱うネットワークを形成できるのは、人口規模の大きな浜松市等に限られてくる。人口が 10 万人に満たない市町村では、防止連絡会も、育児不安や発達障害も含めた全般的な子育て支援の一環としての性格を持ったものにならざるを得ないし、その方が効率的効果的である。そのため、設立に当たっては、発達障害のための幼児ケース検討会などがすでに設立されている場合には、それに虐待ケースを検討対象として加えるなどの工夫が必要となる。

また、それぞれの自治体には、保健や福祉、医療に関して独自の経過と到達点がある。児童虐待に関してもその理解や対応にも差がある。ネットワークは、それぞれの実情にあわせて、はじめは啓蒙的・学習会的な連絡会から始めることも大事にして取り組む必要がある。

⑤ 県（児童相談所、県保健所）が必ず参加当所は市町村ネット、特に連絡会を重視して取り組み必ず参加してきた。すべての市町村ではないが、県保健所保健師、県福祉事務所家庭相談員の参加も重視してきた。

児童相談所をはじめとする県の市町村ネッ

トへの参加は、市町村の担当者に安心感（「いざとなったらこのケースは児相がやってくれる」）大きな安心感を与えていると同時に、ネット（例えば連絡会）の運営をリードする存在として欠かせないものとなっている。児童相談所にとっても、軽微段階からケースを把握するので、通告となった時には機敏に対応できるという利点も見逃せない。

県の職員が参加することを、浜岡町の保健師は「児童相談所との連携がうまくいかないとか、通報しても『まだ保護する時期ではない』と言って保護してくれないという温度差はない。情報交換はできるが判断できないために、方針が出ないと言うことがなくなった」と述べている。

4. ネットワークと進行管理との関係

ネットワークの中では、保健婦と主任児童委員とがケースに関わっていたものに、保育園・幼稚園が参加・連携して対応する、そしてそれが小学校へと引き継がれる、という具合に、機関網羅的に、あるいは成長にあわせて垂直的にケースを支える体制が作り上げられている。そうしてみると、市町村ネットワークの展開は、児童虐待ケースの進行管理というものを、「児相におけるケースの進行管理」という狭い概念から、「問題の発生・発見から子どもに関係する機関が複数で援助し、その後もその時々々の最も適切な機関の関与を経ながら、問題の軽減化や解消をめざしていく方途」として広くとらえる必要が出てきたように思われる。

将来は、ネットワークそのものがケースの進行管理を担っていく本体として機能する可能性があると思われる。

三重県北勢児童相談所における児童虐待進行管理について

名 村 之 彦 (三重県北勢児童相談所)

1. 序言
2. 目的
 - (1) <ケースに関する情報>の継続的リアルタイム管理
 - (2) <担当者に関する情報>の継続的リアルタイム管理
 - (3) <地域資源に関する情報>の継続的リアルタイム管理
3. 方法
 - (1) 進行管理システムの流れ
 - (2) 格付け、進行管理簿への具体的記載と補助様式
4. 児童虐待防止に関する総合的情報伝達系としての考察
 - (1) 地域システムでの情報伝達系
 - ①『虐待』ケースでの関係機関間の集積情報交換
 - ②『プレ虐待』ケースでの関係機関間の集積情報交換
 - (2) 地域システムの外部情報伝達系
5. 進行管理システムの課題と成功させるポイント
6. おわりに ——— 今、児童相談所に問われているもの

1. 序言

児童相談所は、その名称からも分かるように、養護、障害・発達など一定のニーズを持つ保護者などからの①「相談」応じ、②自らの持つ心理検査等専門機能を果たすことにより③適切な福祉施設や諸施策への紹介・つなぎを行うことで完結しうるケースが大半をなしていた。ところが、近年、急速に児童相談所の大きな課題となってきた児童虐待は全く異質の対応を必要とすることが明らかになってきた。すなわち

(1)保護者からは、ほとんど「相談」ニーズが無いどころか、大きな反発、最悪の場合は脅迫・暴力行為まで加えられる場合があり、大半は通告と呼ばれる児童保護者以外の他者からの情報提供で始まること。すなわち処遇

※文中斜字体事項は資料添付

の元となる情報自体が特に初期（通告時）では不確実であり、状況が変化しやすいこと。にもかかわらず、最悪の場合は児童の死亡・重篤な傷害も想定した緊急対応を求められる。

(2)一般的には、児童は家庭・学校、保育所等において、児童・保護者の来所を求めることは期待出来ず、児童虐待の状況を把握はもちろん、指導・援助をするには、児童相談所単独の機能では全く不可能・不適切で、多数の関係機関との継続的連携が不可欠であること。

(3)児童虐待は把握・指導期間も、長期にわたる場合が多いこと。児童虐待はケースワーカー等に与えるストレスも大きく、かつケースごとの内容・程度も非常に幅広いため、同

じ1ケースといっても児童福祉司等担当者の負担が全く異なること。従って、通告件数と言ったフローベースの把握だけではなく、ワーカー等が今、どうした内容のケースを何件処遇しているかというストックベースのリアルタイムな把握が不可欠である。

等である。

著者は以前、福祉事務所で生活保護のスーパーバイザーをしていたが、生活保護における処遇は児童虐待と比較すれば緊急度は低いものの、例えば「母子世帯で更正自立の可能性が強い。」あるいは「擬装離婚による不正受給の可能性あり」であれば1ヶ月に1回以上訪問する格付けA、「精神疾患による入院治療で長期間にわたる旨を主治医に確認済み」であれば1年に1回訪問する格付けC等のように多数のケースを継続的にかつ効率的に処遇するための「格付け」を行っていた。また保護費という税金を支出する根拠を定期的に確実に確認するという意味から全ケースを漏れなく、かつ負担が均等になるように担当ワーカーに配分し、訪問計画とその実施報告を毎月行う「現業活動報告簿」を作成して管理していた。

そこで、これを参考にして(1)(2)などにも対応できるように工夫した進行管理のシステムを構築をすることとして、平成12年度に『**三重県北勢児童相談所児童虐待ケース格付け・進行管理要領**』（平成14年改訂）として定めた（資料1）。なお三重県全体ではこれを元にして、平成14年度から県要綱準則として定めた。事務所規模や組織上の相違が県内児童相談所間であるため具体的な運用は事務所ごとの要領によって弾力的に対応している。

北勢児童相談所は、三重県では児童人口も最大で、フローベースで年間通告件数（平成14年度見込み）約230件、ストックベースで児童虐待総管理数同約450ケースを有

しており、リアルタイムな進行管理は紙台帳では実質的には不可能であり、パソコン活用が不可欠である。幸い、三重県では1人1台パソコンが実現されており、ケースワーカー、心理判定員や保護所職員から所長までLANで結ばれているため、これを最大限にいかすシステムを事務所の『**進行管理要領細則**』（資料2）として定めて構築している。LANといっても、システム自体はEXCELで作成したファイルを共有フォルダー管理しているだけの簡単なもので、従来の統計あるいは措置等の業務系システムとは別にしている。これで十分機能しており、時間的に大きなプログラムを作る余裕がないというものもあるが、児童虐待の法制度自体が今後も大幅に変わる可能性が大きく、あまり多額の経費・時間をかけて融通の効かない巨大な統合システムを作る意味が今の時点では無いと考えられるからでもある。また現実の児童相談所の超繁忙状態を無視した煩雑なシステム（例えば児童虐待の原因分析を目的とした家族等のデータなどへの入力が多いもの）は、単発の調査ならともかく、実際的に継続稼働しないのも明らかである。LANという全国の児童相談所の現状からは特殊な条件を除いても、システムの目的という意味では参考にしていただく点もあるかと思われるので、以下で当所のシステムを紹介する。

なお三重県では児童虐待の進行管理も含み、全体業務の標準作業化（プロセス管理）を進める見地から中央児童相談所でISOの導入を図っているが、必然的に諸様式の整備・検査対応など業務量の増加をもたらすため、北勢児童相談所では人員的に対応困難な現状にあり未導入なため、ここでは紹介は行わない。

2. 目的

進行管理システムの目的は大きく次の3点に絞られる。これは従来、「ケースファイル」

と呼ばれている情報の集合体を3面から見る必要があると表現しても良い。

(1) <ケースに関する情報>の継続的リアルタイム管理

一般的には児童虐待ケースは①通告②調査の緊急度及び方針決定（当所では「緊急所内会議」と呼ぶ。以下同様）③調査④重症度判定及び処遇方針決定（「受理会議」）⑤処遇実行（大まかには、軽度は関係機関への見守り依頼電話、中度は関係機関会議（「地区虐待防止会議」）による見守り指導依頼・直接訪問や通所指導、重度は一時保護、施設措置、司指導、家裁申し立てまで）の流れで進むが、大半は②から④が程度に応じて継続されることになる。

最重度虐待状況が当初から分かるケースの場合は、一気に処遇が進むため重症度指標や受理会議等のシステムさえしっかりしていれば法的な問題も含め大きな失敗は起こりにくい。しかしこうしたケースは数的には少なく、むしろ当初は軽中度と見られ、重度な児童虐待が隠れている場合や軽中度から進行をしていくことの危険が逆におおきい。ところが児童相談所の従来の手法通りでは、残念ながら児童虐待ケースにまで危機管理や組織的管理、継続的管理の視点が欠落しがちである。

以下のようなことに心当たりはないだろうか。通告を受けても、担当者が個人的に判断して相談として記録にしない。記録しても上司にあげずに机の中にしまわれてしまう。問題が起きてから以前から聞いていたことが判明する。通告を受けて台帳やケースファイルは一旦は作られるが、忙しさにまぎれて調査に行っていないでも誰も気づかない。いまはどの程度の虐待状況なのか、だれがそれを見守っているのか指導しているのか全く分からない。『忙しくて今来た通告の対応で手一杯だ。とにかく事故や再通告がないのだからだいじょうぶなのだろう』という、言ってみればとんでもない無責任体制になってしまっ

いるとも言え、本当は「再統合」（の進行管理）議論など夢のまた夢といえるのが多くの児童相談所の現状ではないのだろうか。当所のように450ケースも蓄積されなくとも、人間の記憶力からいえば年間30件でも通告があれば3～4年でケースの全体的な把握（全体で何ケースをどの程度に児童虐待として扱っているのか）は分からなくなるはずである。必要かつ最小限の現時点でのケース情報のリアルな漏れのない把握（今は調査継続中なのか指導中なのか、虐待はどの程度・頻度なのかなど）が個人的ではなく、組織的に管理（チェック・指示・督促・緊急時の対応準備）できる仕組みが絶対に必要である。これには「管理」の言葉だけで反発する職員も現実には（特にベテラン）多いと思われ、実はシステム導入の最大の障害でもあるのだが、ストレスや事故責任を職員個人に負わせないためにも必要なことでもある。

なお、従来、児童相談所ではケースに関する情報といえば「児童に関する情報」が中心であったが、児童虐待に関してはむしろ「保護者に関する情報」がそれと同等以上の比重で扱う必要がある。

(2) <担当者に関する情報>の継続的リアルタイム管理

一言で言えば、対象が短期間で終結するケースが大半であったときは、とこかく「自分が受けたケースが自分のケース」で済んでいたのである。しかし児童虐待では、担当者には、とてつもなくストレスや事務量の負荷がかかるうえ、大半が短期では終結をしないのである。だから人事異動でのケース引き継ぎは最重要であるばかりか、頻繁に緊急事態が起こるため、今日、休暇や出張している担当者の業務でも「待った」なしで担当者呼び出したり、連絡をして記録に未記載の直最近の動きや微妙なニュアンスの確認をしたり、代わりの者が対応しなければならない場

場合も多く、担当者が誰かを迅速に把握出来ることも意外に重要である（特に休日の一時保護所職員はこれが迅速に出来ると非常に助かる）。

通告電話をとった者や時たまそこに在席している者を担当者にしていればどれだけ担当者の負荷に偏りが生じているのか全く分からない。それどころか仕事が多くて時間外をしている者こそ、どんどん通告を受けて担当ケースが増える循環に陥ってしまう。特に都市部の超繁忙状態の児童相談所では職員の健康管理は最も切実な問題ともなっており、負担の平準化やダウンしかけている者への配慮も含め、どうしても必要な進行管理の目的といえる。この視点を欠くことは、たとえば、戦争において敵戦力だけ分析して自分の戦力を分析しないで戦うに等しい。児童虐待は「子育て不安」のゾーンから死亡にいたるケースまで幅広く、すべてに毎週訪問など出来ない。職員・一時保護所などという限られた資源を、いかに効果的に使用して児童虐待防止の最大効果をあげるかという戦略の問題なのである。

(3) <地域資源に関する情報>の継続的リアルタイム管理

確かに児童虐待対応に関して児童相談所は「中核機関」と呼ばれる。だが逆に言うと、いかに職員を増員しようが「中核」に過ぎず、すべての機能ははたせないことを、この言葉は示している。児童相談所の独自の機能とは、①法上の一時保護・調査など強制措置権を担保していること。②一時保護所や心理判定員、児童福祉司など専門的な調査判定機能を有していること。③また現実的な他の機関との最大の相違は圧倒的経験量に基づくノウハウの蓄積である。

しかし、対象児童が小学生や保育園児ならば多くの時間を過ごし、心身の状態を把握できるのは学校や保育園（の職員）である。指

導・援助という意味でも、保護者のとの日頃の関係性から、こうした職員や保健師・児童委員などが圧倒的に児童相談所職員より有効である。調査・指導や一時保護といっても、ほんのわずかな回数、ケース数しか、直接には出来ないのは職員数と通告数（正確に言うと蓄積ケース数）を比較すれば明らかである。

つまり、「このケースは今誰にどのように見てもらっているのか？誰にどのように指導・援助してもらっているのか？」「変化があればどこに連絡が来るのか？」をリアルに把握しなければならないのである。死亡事故が起こると、偶発的なものでない限り、まずどこかの機関へ情報が寄せられている。事故になるのは「知らなかったから」ではなく「保健センターが訪問しているはず」「児童相談所に通告したから」と相互依存（又はその錯覚）による結果の場合が多い。小学校などの個々の機関はもちろん、それらを一次的に集約指導する教育委員会などの機関も含め、児童虐待の防止対応はその機関にとっては主目的（例えば児童の教育）の付随的な目的機能に過ぎない。逆に言うと児童相談所が自ら動かない（動けない）以上は、「その機関はこのケースにどれだけしてくれるのか」という点を把握し、調整・依頼の進行管理をしなければならないのである。

実は、以上の(1)～(3)の3点は相関している。例えば、Aという児童の身体的な虐待が急激に悪化した情報が寄せられた場合、「所長はケースワーカーBは児童Cの訪問を次月にするように命じる。と同時にケースワーカーDにも一時保護実施に備え同様に保護者Eとの面接を延期を命じる。ケースワーカーFには児童Hの保護者面接を中止の指示はない。」とする。

(BとDどちらもフリーでないとしたとき)、これはAの<ケースに関する情報>を元にして、BとDとFの業務量という<担

当者に関する情報>と A、C、E、H の<ケースに関する情報>を比較しつつ最大の効果（危険の最小化）をはかった為である。

また、「A の信頼する教師がたまたま当日出張で不在のため学校からの一時保護がスムーズに行かない可能性があり、一時保護の期日を延期することにした。」とする。これは児童を安心して保護に応じさせる教員は誰かというく地域資源に関するの情報>でより確実な処遇を図れたのである。

これらの判断は、現実には、どこの事務所でも経験と勘で行っているはずであるが、進行管理システムとは、これを客観的により確実に行うための（今どうなっているかをリアルに掴む）科学的ツールと言っても良いであろう。

3. 方法

以上の目的を総合的に、かつ超繁忙状態という現実的制約下ではたすことを目的として構築した進行管理システムの流れに沿って、具体的に説明する。（進行管理システム以外の会議等の手順自体は三重県全体の「児童虐待に関する手順チェックリスト」で定めているが、これらは全国的に大きな相違はないと思われるので資料の添付・説明は省略する。）

(1) システムの流れ

- ①「通告」を受けると直ちに開催される緊急所内会議時点でスーパーバイザー（以下 SV と記載する。当所ではグループリーダーと呼ぶ）が統計検索データベース系である『虐待台帳』（ACCESS）と同時に『進行管理簿』（EXCEL）の『担当者別ケース一覧』（資料 3）に搭載する。これにより通告以降の処理漏れは完全に防止される。（なお、この時点で児童虐待には当たらない、又はその恐れがないと判断された場合は、通報関係機関には「通告」ではなく「情報提供」として受けた旨を相互確認するとともに、後日の情報にそなえ、ケース検索情報系の

データベースに搭載する。）

- ②搭載は緊急所内会議で決まった（原則的に虐待の現受け持ち数で決定）担当者ごとにシートに分けられ緊急度順に上からソートされて搭載される。（通告後初動調査までは最緊急と見なす。）このため、ケースワーカーの誰が今、どれだけ緊急度の高いケースをいくつ持っているか歴然である。担当者の決定は、通告電話を受けたものではなく基本的に、この状態を見て SV が決める。たまたま調査期限までにその担当者の空きがなければ、その調査に限り別の者を当てるので、調査日にあいている者が担当になることもない。緊急所内会議で決まった調査が期限までになされ報告がないと進行管理簿管理者である SV が記載がないことを発見しだい指導するため放置はあり得ない。（SV は毎日、進行管理簿を見ている。）
- ③「手順チェックリスト」により以降は進行されることを、SV が毎日確認する。この中で所長・SV 等の指示や処遇会議等での決定事項は SV 進行管理簿に赤字で記載し記録決裁で指示事項等が確認されてから SV が黒字化するので指示がうやむやになることはない。なお業務の繁忙などにより未処理分については進行管理簿に『未処理ケース一覧表』（資料 4）の形で別に月初めにまとめ、メールで担当に注意を促すとともに他のグループリーダーや所長に供覧することにより業務平準化等の参考としている。（例えば児童虐待の未処理が多いものは非行ケースで配分を少なくする配慮をするなど）
- ④一時保護の可能性や一時保護（または措置）中児童への取り返し・「怒鳴り込み」など緊急対応が考えられるケースについては、

『要注意ケース一覧』(資料5)として進行管理簿のシートの形で適時、更新している。『進行管理簿』自体は1人1台パソコンでLAN管理されているため一時保護所の職員は必ず閲覧している。その他の職員も目を適時通すことにより、突然の電話や来所に混乱を来さないようにできる。

⑤担当者の持ちケース数を一覧表でリアルタイムに把握する『担当者別持ちケース一覧表』(資料6)シートを『進行管理簿』に作成しており担当の割り振りの基礎となることはもちろん、他のケースワーカーとの不公平感の防止に役立つ。

⑥『進行管理簿』は横軸に月・縦軸にケース名を記載するカレンダー形式のため、現時点での担当者ごとの活動状況(訪問・会議etc)とケースごとの処遇状況が一目でふかんできる。パソコンのシートのため、紙のように年度の切れ目もなく格付け変更や担当変更による編集も容易である。氏名検索機能もある。

以上の仕組みをまとめると、『進行管理システムの概念図』(資料7)のとおりである。

(2)格付け、進行管理簿への具体的記載と補助様式

施設措置児童については、毎年、児童相談所からの「処遇計画」と施設からの「自立支援計画」の交換により全ケースの処遇確認は行っている。この中で中長期的な再統合を含めた処遇を計画的に進めることは大きな進行管理の課題ではあるが、児童相談所、施設の現在の体制や児童虐待特有の児童・保護者の指導の困難性から、個別のケースとしての取り組みはなされてはいるものの、措置者全体のリアルな進行管理の対象としては総合的にはなしていないため、今後の課題として、ここでは省略し、在宅を中心にした進行管理

システムの具体的記載を述べる。(施設措置児でも訪問や判定来所、電話連絡は記録しているが、「どう自立を進めるか」「どう再統合を進めるか」を進行管理するという地平には到達していない。)

①格付け

重症度指標など児童の状態、保護者の状態、援助資源の状態を総合して「要領」掲載の表のような分類を行い、それに応じた確認・処遇を定められた期限内に行う。(例えば、一時保護の可能性も有するAケースの場合は1週間に1回以上の訪問・電話確認など)

②主な記載事項

詳しく書きすぎると、かえって一覧性が損なわれ、かつケース記録と重複して意味がない。重複すれば必ず記載されなくなる。あくまで簡潔に日付と内容をワンフレーズで書く。

(例)

- ・ 通告：〇〇小学校長△△通告 3/23
- ・ 調査：小学校調査 3/24、△△保健師電話 3/24、〇〇民生委員連絡書送付 4/5
- ・ ネットワーク会議：地区会議 3/28
- ・ 保護者面談など：母来所 4/1、父電話「離婚見込みとのこと」？ 4/3
- ・ 措置等：司指導 4/5、〇〇学園措置 5/3、28条申立 6/4

なお、起こった出来事・処理した事項は黒字で。これからの要処理事項や予定は赤字で区別して識別を容易にしている。緑は措置など重要事項である。

③地域資源にかかる進行管理を補助する様式
これらはファイルに綴じられることにより<地域資源に関する情報>の進行管理を補助する用紙である。

ア「関係機関(地区虐待防止会議出席者)名簿・打合せ書」(資料8)

緊急所内会議で調査先を決定した時点で作成

する。以降は「地区虐待防止会議」を開催することに参加者に署名や連絡先の記載を求める。これにより

- ・役割分担が互いに明確になる。
- ・緊急時にすぐ関係機関の担当者まで地域資源が互いにすぐ分かる。
- ・色用紙を使用しているためファイルのなかで閉じられた枚数や場所で会議の回数など児童虐待としての地域との関わりの動きがすぐわかる。

イ「状況連絡用紙」(資料9)

これは主に B から C に格付けされるケースで児童相談所から訪問や電話等を行うが、定期的に児童の身体状況などの報告を求める場合である。(一般的な「何か心配な変化があれば報告下さい」という軽易な F ケースではない場合。)

この場合、毎月の報告を求めたのに連絡が無いときは督促をすることになる。地域資源の活動に対する進行管理である。

- ・学校等では異動もあり依頼が忘却されることや、口頭での依頼での依頼事項の取り違えなどが防止できる。
- ・後日の一時保護や施設措置など分離を要するような場合の判断材料や裁判資料になる。

4. 児童虐待防止に関する総合的情報伝達系としての課題の考察

(1) 地域システムでの情報伝達系

実は今まで述べた進行管理システムとは、あくまで児童相談所から見た情報の出入りと児童相談所の内部情報管理系でしかない。ところが『虐待』と呼ばれるものはもちろん、『グレーゾーン層』、さらにはその予備軍である『子育てに悩む親』『育てにくい子ども』に実際接し、情報を得て、処遇を検討し、実際に活動しているのは大半、児童相談所ではなく地域の機関や個人である。火事にたとえれば、「消火」の中核は消防署だが、「防火」

として地域の自治体・企業や個人が各自で取り組まなければ火事そのものの発生は抑えられないのと同じである。同様に児童虐待の「対応」の中核は児童相談所が担うとしても「予防の中核機関」としては、乳幼児検診などノウハウや保健師という専門職を有する保健センター、保育園の情報が集積し、電話相談や子育てサロンのような資源も併せ持つ福祉事務所(家庭児童相談室)、学校、幼稚園の情報が集積する教育委員会などがなるのである。

また家出・非行情報との重なりなど警察も重要な情報を持っている。通告機関を児童相談所と福祉事務所以外にも広げようとする考え方も、幅広い通告を児童相談所だけに集中させることの困難性(重度の児童虐待に対する一時保護など以外では、むしろ通告に対応する適切な機能を持たない)を自覚したものともしえるだろう。そこで、これら地域の機関との間で、児童虐待に向けて深刻化すれば直ちに確実に児童相談所につなぐ、逆に、児童虐待が軽度化した場合の支援を地域に受け渡す情報のやりとりの仕組み(地域システム)が個々の地域でないと、いくら児童相談所内部の進行管理をしたとしても、ほとんど意味を持たないものである。ここでは、管内で最もネットワーク化が進んだ四日市市を例に地域システムを紹介する。

①『虐待』ケースでの関係機関間の集積情報交換

児童虐待は即時の一時保護から施設入所はまれであり、大半のケースは短期的に通告後に危険情報を収集したあと一定の見守りまたは指導期間にはいる。ところが「喉元を過ぎると」のたとえ通りだが、現実には、次々に通告に追われる児童相談所担当者は継続して確認作業を全ケースについてはできない(つまり前述の F ケース扱い)。そこで「毎日出来ないのなら、1年に1度の棚卸しをしよう」

(四日市市では3回)というのが『**行政機関情報交換会**』(参加機関:児童相談所、県保健福祉部、市教育委員会、市福祉事務所、市保健センター)である(資料10)。児童相談所は統計系データベースから市町別に現時点での格付け名簿リストを作り、重要ケースを中心に児童相談所の取り組み情報を伝達するのである。児童相談所の現状把握が甘ければ、ここで情報提供と意見をj得て格付けをあげるし、逆に重要ケースとして見守りを学校に依頼してあるのに教育委員会として把握していなければ見守り体制確認を念押しすることになる。虐待状況が改善すれば、後は保健センターなどにまかせて児童相談所は虐待ケースとしての関わりを終結する。極端な場合はこの席で転出情報がでる場合も多い。『情報交換会』の回をかさねた四日市市では福祉事務所、教育委員会や保健センターとの間で『子育てに著しく悩む(すでに不適切な養育をしている)母親』『ダークグレーゾーン』を含めた相互情報提供に進んでいる。こうして、それぞれの関係機関は自らのリストに基づき(他機関に受け渡したり、自らが中心となって処遇するなどの)進行管理をそれぞれに行う。こうしたところでは虐待通告を受けた場合も、これを活用して、すでにその前の段階から関わりを関係機関が持っていることが分かって、より適切迅速な初期対応がとれるとともに、その後の個別ケースの地区ネット形成にもスムーズにつながっている。ただしこの場合も過剰な情報交換(人権侵害)にならないよう、あくまで虐待(の前段階)として防止・早期対応に必要なケースに限り、交換内容も必要な範囲に限ることが必要である。

②『プレ虐待』ケースでの関係機関間の集積情報交換

四日市市では個別ケースの支援を検討する「連絡会議」(市町によっては「子育て支援会議」等と呼ぶ)以外に全地区(民生委委員

協議会)単位で、『地域で子育て0～6』というシステムを地域ネット(『四日市市子どもの虐待防止会議』)の取り組みとして実施している。これは特に虐待に進んだ場合に危険な0～6オゾーンの児童を持つ家庭に対して地区単位での子育て支援をアウトリーチしていくものである。全国的に子育て支援施策は進んでおり、保健センターでの母親教室や子育て支援センターでの援助、家庭児童相談室での電話相談・子育てグループなど各種に資源は整備されている。しかし虐待にまで進む保護者は、そもそも「これらに自主的に出ない、出ても話しかけなどができない母親」層を大量に含んでいることが問題なのである。そこで、この仕組みでは「(保育園・幼稚園在園児童はその機関からの援助支援が受けられるため、)未就園児童世帯全員への訪問が児童委員によりなされる。この中で子育て支援を積極的に働きかける世帯をすくい上げる。対象者は地区の『地域で子育て0～6』会議で処遇を検討され子育て支援センター・保健センター等の支援に適切な機関がそれぞれの機能で支援を連携して実施する」というものである。ここの取り組みの中で(取り組みにもかかわらず)児童虐待にいたったと思われるケースは児童相談所に通告され、また逆に児童相談所から見守り依頼があったFケースなどへの支援が検討される。これらは基本的に市福祉事務所が主催し、求められて参加する場合は児童相談所はオブザーバーとしての役割を果たしている。

(2)地域システムの外部情報伝達系

また最近、情報提供が増えている管外ケースの移管・不明者情報(いわゆるCA情報)も地域システムの外部系として、かなり検討を要する対象と考えなければならない。ここでは与えられた論題にそれるため、
①転出情報が特に軽度者で把握に遅れがでがちなこと

②戸籍・住民登録情報のないハイリスク者の追跡が困難であること

③児童相談所での記録処遇の不備や移管情報提供の全国標準化がなされておらず、移管情報の内容に落差が大きいこと

④ CA 情報と呼ばれる失跡情報も FAX による順送りという、時間的にも検索機能的にも時代遅れのシステムが生きており、早急に全国データベース化が急務であること

⑤これらは、それぞれの組織の外部への情報提示を含むため、絶えず、子どもの安全・福祉の保障と個人プライバシーの保護の両面を配慮していかなければならない難題を抱えていること

を指摘するにとどめる。

5. システムの課題と成功させるポイント

北勢児童相談所の進行管理システムは約2年稼働し、概ね十分な成果をあげていると考えられる。職員の感想も、ほぼ満足を得ている。

(1)当所のシステムの当面の課題としては、(生活保護ケースワーカーのように単法担当ではないため)「専属虐待班」以外での運用には非行や障害ケースの業務との調整が残っている。また、要となる SV への負担も大きい。

(2)施設措置者の再統合の課題も手法の確立とともに進行管理として検討すべき事項は多い。

(3)将来的な機能的理想論をいうなら、ケース記録自体を電子ファイル化して、(記録を書くとき自動的に見出しが進行管理簿に記載され)進行管理簿から知りたいケースにジャンプできるような Web 的なものにできれば、さらには統計・業務系と統合したものになればベストと思う。ただし、地域の市町村のネットの格差も背景に、全国の児童相談所における児童虐待への取り組みがかなり違ってきているのではないかという印象を持ってお

り、全国的な標準システムとして打ち出すには、法改正も含めた児童虐待施策全体の方向性を見ながらの構築になろう。

現在の当所の進行管理システム自体はたいしたことの無いもので、パソコンの出来るものならデータ入力も含めて2週間でとりあえず造れるものである。

むしろ<構築するためのポイント>はいかに『進行管理』になじめないベテランワーカーなどに理解してもらえるかに懸かっている。当所では入力を原則的にスーパーバイザーに限ったが、この負担の過重を避けるため担当者の分担入力にする場合、特にこの点を事前に十分理解してもらわないと、その上で要領などの文書化をしないと間違いなく頓挫すると想われる。

また<運用開始してからも>、例えば担当の割り振りに、パソコンのはじき出した数字に、担当者が面接や出張から戻ってきたときの表情など、数字にならない判断要素をスーパーバイザーが入れるなど血の通った運用が出来るかにもかかっている。さもないと、このシステムは本当に単なる労働管理のムチに成り下がってしまいかねないであろう。

6. おわりに、・・・今、児童相談所に問われているもの

著者は児童相談所の職員としては、わずか3年ほどの経験しかないが、逆に門外漢であるが故に見える部分もある。外部からの目で見れば従来、児童相談所とは『「相談」に来たい者が来るところ』であり、誤解を受けることをあえて極端に表現すれば、医療機関がそうであるように「こない者は自宅で死んでいようが責任はない」という位置にあったように思う(と感じられた)。しかし『虐待』問題は否応なしにこの姿勢を変えざるを得ないようにした。いまや孤高の専門機関として『相談者』を待つのではなく、緊急介入を積

極的に行うのはもちろん、地域ネットの形成など、機関援助という形であるのとしても、アウトリーチして地域の問題を掘り起こす地点にまで到達しつつある。

今回、「児童相談所の内部での進行管理」という狭い危機管理システムだけではなく、広く重層的な地域情報ネットの中での位置づけにも広げて検討をした。思えば著者が学生のころは巨大なメインフレームと呼ばれる中央コンピューターがすべてを制御し、個人はその「端末」の恩恵にあずかるというシステムであった。いまや個人のパソコンが LAN を組み、さらにインターネットという形で全面的な情報ネットを形成し、巨大な 1 スーパーコンピューターをも凌駕する性能を得ている。たとえば言うなら児童相談所も専門性に依拠した「中央コンピューター」であったと思う。『「端末」を使いにくますか。ほかの（施設・医療機関・福祉事務所という）コンピューターに移管するならデータは送ってあげましょう』である。しかし虐待問題への対応はすでに機能している複数の大小の LAN = ローカルエリアネットワーク（例えば校長会や生徒指導担当者会議・月例報告で情報を集積している教育委員会、同様に保育所からの情報を集積している福祉事務所（機能 LAN）、地区情報を集積している民生児童委員協議会・個別ケース情報を管理する『地区虐待防止会議』『0～6 会議』（小地域 LAN）・『地域虐待防止会議』『情報交換会』（LAN の LAN）・・・）をいかに統合し、必要情報を峻別してプライバシーのセキュリティを確保しながら、スムーズに流し、蓄積・管理・対応するかということなのである。そこでは、すでに児童相談所は「中央コンピューター」ではありえない。「進行管理システム」とそれによりオペレートされる措置権の行使という機能を持った 1 つの LAN であり他の LAN とのネットワークにおいてのみ機能を初めて果たしうるし、そうしていかなければならない。

もし導入がまだであったら、子どもたちのためにも、そして職員の皆さんのためにも児童虐待に関する進行管理システムを、この拙文を読まれたあなたの児童相談所にも導入されることを期待します。

特に、この報告に際して使用した参考文献はないが、近くの福祉事務所の生活保護査察指導簿を見せてもらえれば参考になるかもしれない。著者は積水ハウスという住宅メーカーを訪問して、その受注システムを参考にしました。この文書は報告書の方角に沿ってまとめましたので児童相談所内の進行管理を中心に述べました。著者のもので良かったらさらに詳しくシステム論として論じたものがあります。実地のノウハウなども含め、ご自由に電話等でお問い合わせ下さい。

資料 1

三重県北勢児童相談所児童虐待ケース格付・進行管理要領

【趣旨】

児童虐待については近年、急速に通報相談件数が激増している。この為、グループリーダー・担当等の記憶に頼った方法では、緊急対応に追われ、通報から日時が経過したケースの取り扱いについて全体的な把握が困難となってきた。虐待ケースについては確認の漏れは重大な事故につながる可能性がある一方、全ての通報ケースについて児童相談所が継続的に関わり続けることは物理的に不可能である。

そこでケース格付けにより、的確で効率的な進行管理を行うものとする。

【ケース格付】

ケースを対応必要度により下記の通り分類格付ける。

格付	ケース内容例	対 応 例
A	・調査の結果、重大な虐待又はそのおそれがあると認められるケース (施設措置中であるが強引な引取要求に対応の場合などのケースを含む)	・週1回程度の保護者、児童、関係者等との継続的な訪問、通所面接による調査、協議、指導及び電話確認等 ・一時保護
B	・調査又は指導等の結果、軽微な虐待又はそのおそれがあると認められるケースで児童相談所の能動的関わりが必要と判断されるもの	・月1～2回程度の保護者、児童、関係者等との継続的な訪問、通所面接による調査、協議、指導及び電話確認等 (地区虐待会議含む)
C	・調査又は指導等の結果、軽微な虐待のおそれがあると認められるケースで地域関係者等による見守りが必要と判断されるもの	・1～3月に1度程度の電話等による調査確認 (必要により地区虐待会議等)
D	・指導等の結果、虐待又はそのおそれがなくなると判断されるもの	
E	・施設措置を行ったもの (保護者等との関わりが上記格付けに準じて必要とされるものを除く)	・児童虐待対応・人権班による訪問調査 (必要により地区担当者の処遇)
F	・他機関での指導・見守りなどの処遇依頼したケース	・随時、他機関と協議し、連携して処遇を行う
X	・調査の結果、通報等が虚偽、誤報又は虐待に当たらないと認められたもの	

※ X はケース格付け整理上 (ファイル上完結させる) のものであるとともに、パソコン統計処理上で通報件数と虐待件数の計数区分を容易に行うためのものである。

【進行管理責任者・担当者】

1. 進行管理の責任者はグループリーダーとする。責任者は決裁を基に「虐待台帳」及び「進行管理簿」を作成記載・供覧することにより虐待ケースの進行管理を行う。
なお、総括報告を定期的に決裁を受けることとする。
2. 原則として、通報後の緊急所内会議において、各担当の持ちケース数・程度、虐待の種類等を考慮し、担当者を定める。(複数の担当者を定めることが望ましく、その場合は主担当、副担当を定める。)
3. 主担当は調査・指導等の方針原案の樹立、ケース活動、ケース記録を行う。
副担当は上記の補助を行う。保護者面接や重要な調査については同行を原則とする。
なお、主担当については
①法的対応などが考えられる場合・・・虐待対応班員
②見守り・子育て支援の視点が必要な場合・・・地区担当者
等が考えられるが、あわせて現時点での持ちケースの数・程度や事業を配慮して定める。

【ケースファイルの識別と管理】

虐待ケースについては、連続的な事態の進行により、報告・処遇・措置等が頻繁に生じ、絶えず、ファイルの確認・追記等の為に探す必要が生じるため、下記の通り扱う。
(ただし相談所の規模により弾力的に運用する。)

1. 識別のため青色のシールをファイルの背に貼付する。
2. A・B ケースについては主担当者のファイルキャビネットに、E ケースについては各施設のファイルボックスに保管する。その他のケースについては虐待ケース書庫に保管する。
3. 過年度となった D 及び X ケースについては、通常ケースと一緒に年度別番号順保管を行う。

【格付けの決定・変更とその記載】

1. 格付けの決定・変更はファイル表紙・裏表紙裏面の「取扱経過」欄で所長決裁を受けることにより定める。格付けは記事欄末尾に赤字で記載する。
2. 格付けは受理会議による虐待扱開始決定により始まり D または X (変更) 決定により終わる。ただし継続ケースの虐待ケース扱いへの変更については受理会議は省略する。

- (例)「受理会議：父の性的虐待の可能性が極めて高い為、継続指導とする。 A」
「今後、父よりの身体的虐待ケースとして扱う。 B」
「母の身体的虐待の可能性が高い。地区虐待会議による調査継続とする。 C」
「母のネグレクトの可能性が高い。民生委員・小学校による見守りとする。 F」
「Cケース（見守り）に移行後6ヶ月経過するも特に虐待はない。終結と扱う。 D」
「調査の結果、虐待に当たる事実及び可能性が特に認められない。 X」

【進行管理】

B・C ケースについては担当者はケース記録決裁の末尾に次回の訪問・連絡・協議・指導・調査等の必要な処遇の予定を簡潔に記載する。

- (例)「10月24日 地区会議予定」
「11月中旬 民生委員へ電話確認予定」
「12月初旬 訪問指導予定」

【付則】

この要領は平成14年4月1日より施行する。

資料 2

三重県北勢児童相談所児童虐待ケース格付・進行管理要領細則

三重県北勢児童相談所児童虐待ケース格付・進行管理要領の細則を下記のとおり定める。

1. 【進行管理者・担当者】 1. に定めるグループリーダーは相談判定第2グループリーダーとする。
2. 【進行管理者・担当者】 2. 及び3. に定める担当者は次により定める。
 - (1) 相談判定第1グループ員（地区担当 CW）及び相談判定第2グループ員（児童虐待担当）各1名のチームにより処遇する。
 - (2) 主担当は次の点を順次考慮し両グループリーダーが協議し割り振る。
 - ①保健士等専門性を活用した処遇を要するケースはその資格を有する者
 - ②性的虐待ケースは同性の者
 - ③保護者等（虐待者・その同行人等）が暴力的言辞又は暴力をなすおそれがあるケースは男性の者
 - ④児童虐待ケースの現在の担当ケース等の状況を下記により順次判断の上優先し割り振る。
 - ア A ケース（初動調査中及び一時保護中ケース）のない者
 - イ 虐待ケース以外で一時保護中のケースがない者
 - ウ B ケースのより少ない者
 - エ C ケースのより少ない者
 - オ E ケースのより少ない者
 - ⑤ただし、上記以外の困難ケースや統計事務等他の事業事務の状況で上記の扱いによりがたい場合は別途判断する。
3. 進行管理簿は下記のとおりとする。
 - (1) 進行管理簿は別添様式のとおりする。主担当ごとに別シート・格付順記載とし、未処理ケース一覧・要注意ケース一覧・担当者別持ちケース数一覧シートを加え効果的に進行管理する。
 - (2) 進行管理簿への搭載及び個別記載・ソート等管理は第2グループリーダーが行う。
 - (3) 記載事項は概ね下記の事項を日付と共に簡潔に記載する。
 - ①通報・地区会議・主要な調査や訪問・面接・通所・連絡等・・・黒字
 - ②一時保護・入所措置・児童福祉司措置等・・・・・・・・・・・・・・・・緑字
 - ③今後の予定・指示事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・赤字
 - (4) 進行管理簿により第2グループリーダーは下記の指導・指示を行う。
 - ①当月分の重要な予定・指示事項（赤字）の実施確認・指示
 - ②B・C ケースの基準期間内の確認調査等の実施確認・指示
 - ③F ケースの随時の確認調査等の実施確認・指示
4. 進行管理に伴い関係機関との連携に使用する様式については「虐待対応手順チェックリストの運用について」（平成13年3月27日）による他、『関係機関（地区虐待防止会議出席者）名簿・打合せ書』及び『状況連絡用紙』を必要に応じて使用する。
5. この細則は平成14年4月1日から施行する。
平成14年12月1日改訂

資料3 担当者別ケース一覧表

格氏名	市町村	副担当	心理担	種別	虐待1	2002年7月	2002年8月	2002年9月	2002年10月	2002年11月	2002年12月	2003年1月	2003年2月	2003年3月
A	14-0000 秋元近一 (h3/0/17)	四日市市	大江	身	他父								〇〇小通告6 一時保護7	
B	12-1111 柳沢信号 (s00/7/21)	桑名市	板倉	身	その他	施設訪問面談 5 〇〇指導 員電話8 来 所31	□病院で会議 8 師電話12 本児通所14 師交通事故で 連絡19	本児来所11	施設訪問8・学 校施設訪問28 来所30	学校電話26	師電話4 来 所11 師電話1 7 伯母へ電話 17		本児判定来所 5	来所予定12
E	13-2222 増田真意豚 (s00/11/24)	菟野町	牧口	身	実父	△学園電話4 母来所19		母電話18	外出6	母と外出17	〇指導員来所5 電話16	母電話「転出」 14・16・20 児来所22 元親父来所2 4	離婚戸籍確 認	
C	13-3333 微意戸猛 (H00/12/22)	鈴鹿市	山北	身	実父							総合医療 センター〇Dr 通告20 〇〇小電話2 〇 母子来所 20 C	母子来所予 定・小報告待 ち	
C	14-4444 中田羅家戸 (h00/6/23)	四日市市	牧口	身	実母						保健センター通 告27 家庭調 査不在27電話 不在27	母に電話6 「再度電話す る」家庭調 査21 C	保健師電話 確認	〇〇幼稚園依頼
F	12-5555 西川清牛 (93/12/30)	四日市市	橋田	身	実父			情報交換会1 7						生徒指導定例 会情報29

担当者別ケース一覧見本(担当者ごとに1シートになっています。)

※斜字体の部分が赤字・緑字で記載

※これは見本のため、氏名等は全て仮名です。また事実とは一切関係ありません。

※これは見本のため格付けの抽出してあります。実際は数十ケースが格付け順に並びます。時系列も継続します。

資料4 未処理ケース一覧表

担当者名	2月	20日現在チケット分	未処理ケース一覧表
			※これは見本です。氏名はすべて仮名・事実とは一切関係ありません。
			要処理内容
三重	09-0999 板垣退助 (h5/5/5)	市町村 桑名市	副担 板倉 2ヶ月空き
板垣	12-0000 聖徳太子 (H12/4/12)	桑名市	三重 戸籍、住民票・手帳確認、受診確認？
	13-9199 近衛文麿 (h13/6/17)	四日市 市	牧口 今後の方向検討(施設要望)
大江	14-5555 徳川家康 (h10/5/1)	四日市 市	牧口 3ヶ月空き
	12-1111 小田信長 (H11/10/14)	四日市 市	高木 転出廃止？
牧口	12-3333 豊臣秀佳 (h9/8/17)	四日市 市	三重 〇〇小児科・〇〇精神クリニック確認・通所指導確認
橋田	14-7777 伊達正宗 (H6/13/27)	四日市 市	大江 通告後2週間経過
	11-5555 藤堂高虎 (H2/12/27)	四日市 市	大江 3ヶ月空き
板倉	12-6666 蒲生宇治里 (h9/7/2)	長島町	三重 3ヶ月空き・地区会議？
	14-3333 真田幸正 (h11/17/9)	北勢町	板垣 PHN訪問23予定変更後状況

※通告後2週間以内に調査決裁無きケースは未処理として格付数集計からはずします。
 ※担当繁忙の場合は副担当へ処理依頼のこと。